

(3) 補助額 (案)

- 既存住宅では、下水道接続の負担と同等となるよう補助上限額を設定
- 新築住宅では、本体設置工事に限り補助を実施

既存住宅における合併処理浄化槽への入れ替え工事 (住宅の建て替えに伴うものも含む)

対象区分	住宅の延べ床面積等 (浄化槽の大きさ)	補助上限額	【参考】 工事費想定額※
単独処理浄化槽からの 入れ替え・建て替え	130㎡以下 (5人槽)	84万円	127万円
	130㎡を超過 (7人槽)	96万円	149万円
	2世帯住宅 (10人槽)	120万円	186万円
くみ取り便槽からの 入れ替え・建て替え	130㎡以下 (5人槽)	84万円	118万円
	130㎡を超過 (7人槽)	96万円	140万円
	2世帯住宅 (10人槽)	120万円	177万円

※工事費想定額について

- ・国の示した標準的な工事額を基に算出 (各家庭の状況により実際の金額は変わります)
- ・工事費想定額は「浄化槽本体設置工事費」、「宅内配管工事費」、「既設浄化槽撤去工事費」の合計

住宅新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事 (合併処理浄化槽移行区域のみ)

家の延べ床面積等 (浄化槽の大きさ)	補助上限額
130㎡以下 (5人槽)	45万円
130㎡を超過 (7人槽)	57万円
2世帯住宅 (10人槽)	81万円



4. 主なQ&A

Q 1 : 今回、なぜ市街化調整区域だけ見直すのですか？

A 1 : 住宅が点在する農村部は1戸あたりの下水道整備費が高くなり期間も要するため、今回見直しを行います。

Q 2 : 市街化調整区域の下水道整備中の地域はどうなりますか？

A 2 : 整備中の地域は下水道整備区域と合併処理浄化槽区域とが煩雑にならないように5年程度で区切りをつけ、残りの地域は合併処理浄化槽移行地域として、早期の汚水処理を望むニーズに対応します。

Q 3 : 合併処理浄化槽の汚水処理能力は下水道と比べて劣りませんか？

A 3 : 合併処理浄化槽は「ミニ下水道処理場」とも呼ばれ、下水道と同等の高い汚水処理能力を有しています。

Q 4 : 合併処理浄化槽の管理は誰が行うのですか？

A 4 : 合併処理浄化槽の維持管理義務は設置者にありますが、ほとんどの方が業者に委託しています。

5. 問い合わせ

● 連絡先

- ・下水道整備区域の見直しについて (下水道計画課) TEL : 025-226-2979 E-mail : keikaku.ps@city.niigata.lg.jp
 - ・新たな浄化槽補助制度について (環境対策課) TEL : 025-226-1371 E-mail : kankyo@city.niigata.lg.jp
 - 見直し素案について、動画で詳細に説明しています。 <http://www.city.niigata.lg.jp/>
- 見直し素案について、ご意見を募集します。いただいたご意見を参考に計画・制度を策定します。

新潟市における
総合的な汚水処理の推進

～お住まいの地域に適した汚水処理と新たな浄化槽補助制度の素案について～

はじめに

環境にやさしく、衛生的で快適な暮らしを実現するためには、川や海などの汚れの原因になっている家庭からの排水を「下水道」や「合併処理浄化槽」によって処理する「汚水処理」の推進が必要です。

本市では、これまで下水道整備を中心に汚水処理を進めてきました。

しかしながら、近年の人口減少、少子・超高齢社会の進行やこれまで整備してきた下水道施設の老朽化に伴う改築・修繕費用の増加など、下水道事業を取り巻く環境はより一層厳しさを増しており、新たな下水道を整備するには多くの時間と費用を要することが予想されます。

このようなことから、汚水処理施設未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理運営を図るため、地域の実情に応じて下水道と合併処理浄化槽の適切な役割分担を行い、総合的に汚水処理を進めたいと考えており、下水道整備計画区域の見直しと新たな浄化槽補助制度について、このたび素案として取りまとめました。



1. 汚水処理施設とは

【下水道】

集合処理施設で、家庭から出る全ての汚水を下水道管へ流し、下水処理場できれいにします。

※特徴

- ・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、放流水質の基準を定めている
- ・事業規模が大きいため、上流部では供用開始までに期間が必要

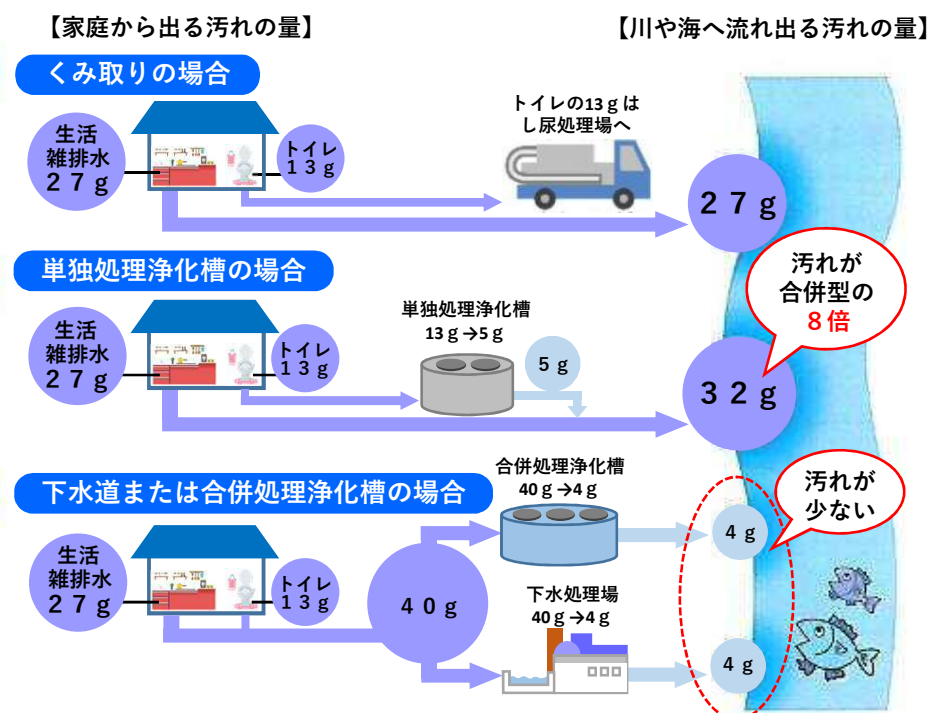
【合併処理浄化槽】

個別処理施設で、家庭から出る全て汚水を各家庭の浄化槽できれいにします。

※特徴

- ・汚水処理能力は公共下水道と同等のレベル
- ・下水道と比較し短期間で設置が可能
- ・分散型の汚水処理設備であり、災害に強い (被害が集中しない、復旧が早い)

生活排水処理における汚れの比較



2. 見直しの背景と課題

① なかなか進まない下水道整備

- 整備単価の上昇（**7倍以上**）
- 人口減少や節水意識の向上により、使用料収入が減少

⇒ 現在の下水道整備区域を完了するまでに、

最長140年かかる

⇒ 下水道整備に長い期間を要し、汚水処理を望む

市民ニーズに対応できていない

- 市民の約11%（約9万人）が単独処理浄化槽かくみ取り

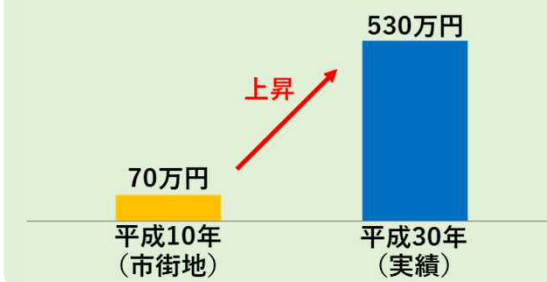
⇒ **生活雑排水が未処理**のため、生活環境が悪化



家の新築や改築を考えているのに、**下水道の整備時期がはっきりしないから、合併処理浄化槽に切り替えるべきか悩むな...**

⇒ **今後の生活設計が立てづらい**

1戸あたりの整備単価の変化



下水道処理人口普及率(R1末)

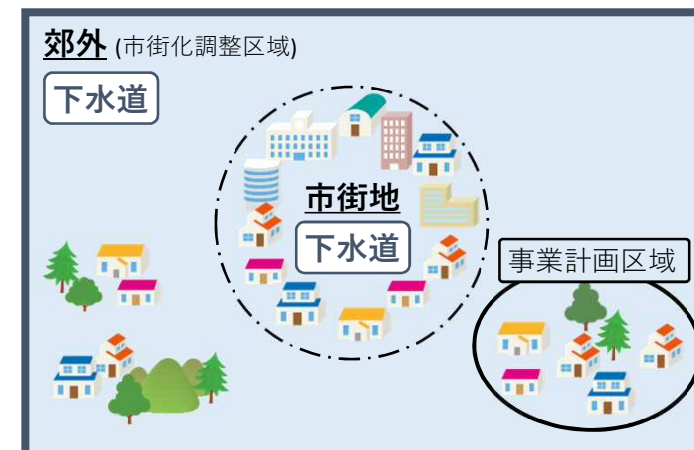


【取り組み1】下水道整備区域の見直し

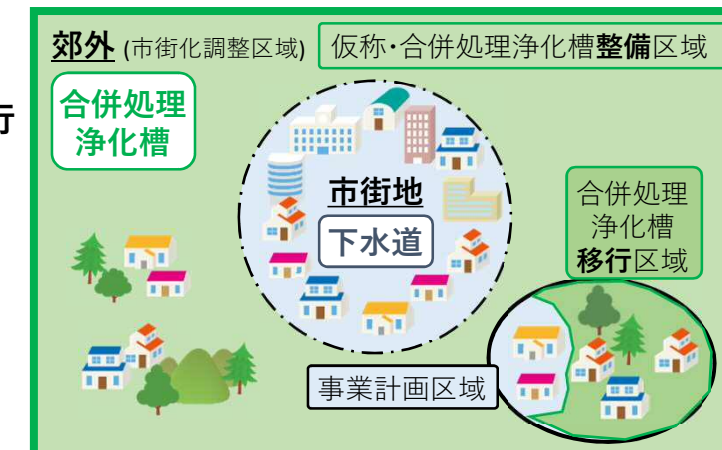
郊外（市街化調整区域）は原則、合併処理浄化槽による汚水処理へ移行します

【見直しイメージ】 ⇒ 区単位及び自治会単位の詳細は別図を参照

《現計画》



《見直し》



- ・ 郊外（市街化調整区域）は原則、**仮称・合併処理浄化槽整備区域**（合併処理浄化槽による汚水処理を推進する区域）に指定します。
- ・ **事業計画区域**のうち、合併処理浄化槽による処理に移行する区域は**合併処理浄化槽移行区域**に指定します。

② 2度の個人負担

- 現在の下水道整備計画区域内における合併処理浄化槽は暫定設備の扱い

⇒ 浄化槽整備時と下水道整備時に、**2度の個人負担**が発生



合併処理浄化槽を整備した後に、下水道が整備されたら、

- ・ 「受益者分担金」・・・土地の面積に応じて費用が新たに発生
- ・ 「切替工事の費用」・・・公共桝までの距離に応じて費用が新たに発生
- ・ 「浄化槽の撤去費用」・・・大きさに応じて新たに費用が発生

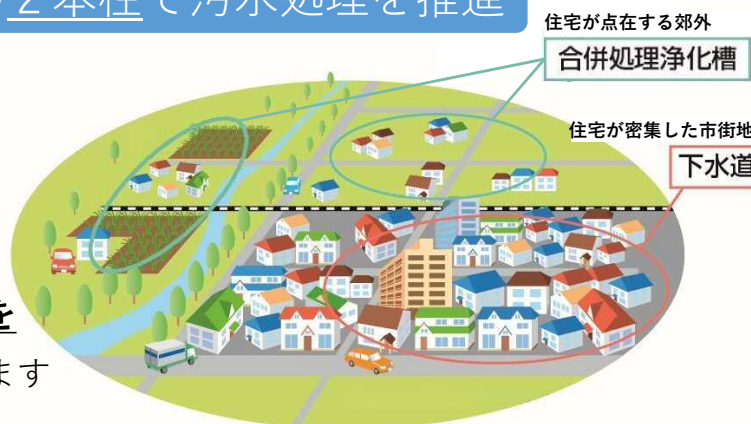
⇒ **追加の費用負担が発生**

3. 新たな取り組み（R3.4月から実施予定）

「下水道」と「合併処理浄化槽」の2本柱で汚水処理を推進

- ・ 住宅が密集した市街地は「下水道」
- ・ 住宅が点在する郊外は「合併処理浄化槽」

地域の実情に応じた役割分担により汚水処理を進めることで、**環境にやさしく、快適な暮らしを早期に実現し、持続可能な汚水処理運営**を図ります



【取り組み2】合併処理浄化槽の新たな補助制度

新たな役割に相応しい補助制度を設け、合併処理浄化槽整備を促進します

(1) 補助対象区域

- 仮称・**合併処理浄化槽整備区域**（下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域および公設浄化槽区域を除いた区域）
- 下水道事業計画区域のうち、**合併処理浄化槽移行区域**に指定された区域

(2) 補助対象工事

- ① 既存住宅における合併処理浄化槽への入れ替え工事
- ② 既存住宅における建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置工事
- ③ 住宅新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事（浄化槽移行区域のみ）

工事区分	浄化槽本体設置工事	宅内配管工事	浄化槽本体撤去工事
① 入れ替え工事	○	○	○
② 建て替えに伴う設置工事	○	○	○
③ 新築に伴う設置工事	△*	—	—

注：「黄色」は新制度で新たに補助対象となる工事
※「浄化槽移行区域」における新築設置工事のみを対象



■写真「合併処理浄化槽」

市街化調整区域における下水道整備の見直し（案） 〈北区〉

凡例

対象区域（市街化調整区域）

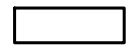


合併浄化槽へ移行予定



下水道で整備予定

※一部整備済みを含む



下水道事業計画区域



下水道事業計画区域外の市街化区域



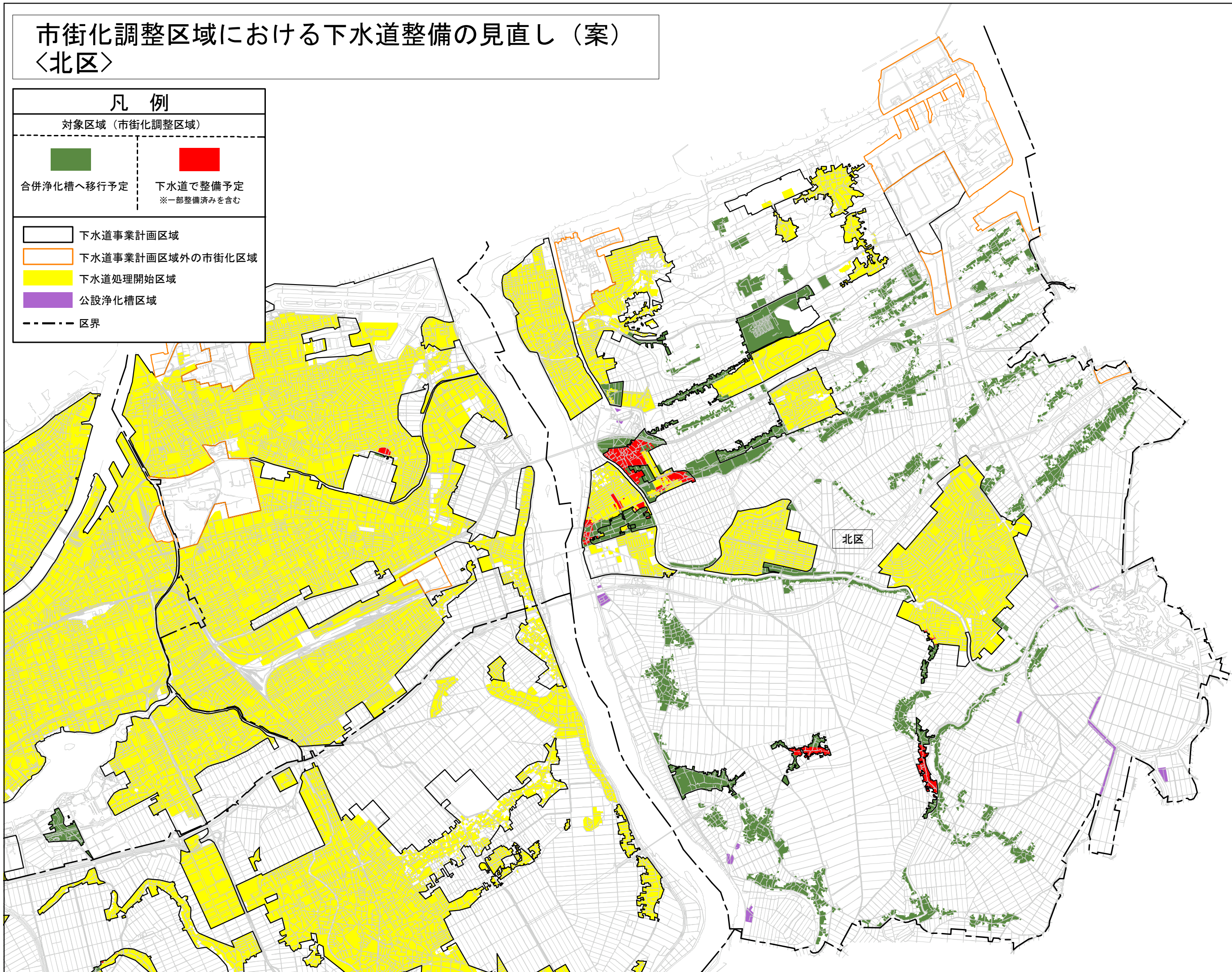
下水道処理開始区域



公設浄化槽区域



区界



参考資料

新たな浄化槽補助制度における合併処理浄化槽と下水道の負担額例

【単独処理浄化槽からの入れ替え・建て替えの場合】

①延べ床面積130㎡未満(5人槽)



	個人負担額		整備時必要経費内訳				
	整備時	維持管理費 (年間)	本体設置		宅内 配管	浄化槽 撤去	受益者 分担金
合併処理 浄化槽	約4.3万円	約4.3万円	補助金 (45万円)	個人負担 (43万円)	補助金 (30万円)	補助金 (9万円)	不要
下水道	約4.6万円	約4.3万円	不要		個人負担 (30万円)	個人負担 (9万円)	個人負担 (7万円)

②延べ床面積130㎡以上(7人槽)



	個人負担額		整備時必要経費内訳				
	整備時	維持管理費 (年間)	本体設置		宅内 配管	浄化槽 撤去	受益者 分担金
合併処理 浄化槽	約5.3万円	約5.4万円	補助金 (57万円)	個人負担 (53万円)	補助金 (30万円)	補助金 (9万円)	不要
下水道	約5.2万円	約5.5万円	不要		個人負担 (32万円)	個人負担 (9万円)	個人負担 (11万円)

③2世帯住宅(10人槽)



	個人負担額		整備時必要経費内訳				
	整備時	維持管理費 (年間)	本体設置		宅内 配管	浄化槽 撤去	受益者 分担金
合併処理 浄化槽	約6.6万円	約6.5万円	補助金 (81万円)	個人負担 (66万円)	補助金 (30万円)	補助金 (9万円)	不要
下水道	約5.7万円	約8.0万円	不要		個人負担 (34万円)	個人負担 (9万円)	個人負担 (14万円)

新たな浄化槽補助制度により、合併処理浄化槽整備時の補助額を増額しますので、個人負担額は下水道と概ね同等になります

※シミュレーション条件

- ・合併処理浄化槽の整備時金額は、国の示した標準的な工事額を基に算出（各家庭の状況により金額は変わります）
- ・合併処理浄化槽の維持管理費は、「法定検査費」、「保守点検費」、「清掃費」、「電気代」の合計
- ・補助金額については「補助上限額」
- ・下水道の整備時金額は、新潟市におけるこれまでの実績を基に標準的な使用料及び工事規模で算出（各家庭の状況により金額は変わります）
- ・下水道の維持管理費は、「下水道使用料」

主な用語解説

下水道に係る用語の解説

- ・ **下水道処理人口普及率**
行政区域内の総人口に対して、下水道によりし尿、生活雑排水等の汚水を処理できる人口の割合。
- ・ **公設浄化槽区域**
下水道と比較し、合併処理浄化槽による整備が適しており、市が浄化槽を設置し維持管理を行う区域。
- ・ **市街化調整区域**
新たに住宅や施設などを建てたり、増築することを極力抑える地域のことで、市街化を抑制する区域。
- ・ **事業計画区域（＝下水道事業計画区域）**
下水道の整備を行う地域として市民に示した区域。
- ・ **受益者分担金**
下水道の敷設により利益を受ける方が、その建設費の一部を負担するという考えにより、条例により定められた額に基づき納付するお金。
所有されている土地に一度限り賦課されるもので、1㎡あたり300円（約1,000円/坪）。
- ・ **農業集落排水事業区域**
農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することにより、農業用排水路や公共用水域の水質保全を目的とした区域。

浄化槽に係る用語の解説

- ・ **くみ取り便槽**
家庭などで発生したし尿を便槽に貯留しておき、廃棄や処理時には人力やバキューム車でくみ上げる方式の便所。
- ・ **5人槽、7人槽、10人槽**
合併処理浄化槽の大きさの目安のことで、設置する浄化槽の大きさは5人槽を最小として、建築基準法の処理対象人員算定基準に基づいて、家の延べ床面積で決まる。
- ・ **単独処理浄化槽**
トイレの汚水のみを処理する浄化施設。生活雑排水は処理されないため、環境負荷が大きい。
- ・ **法定検査**
浄化槽管理者（浄化槽所有者等）が保守点検や清掃を適正に行っているか、浄化槽の機能が正常に維持されているかを、知事が指定した検査機関が行うもので、浄化槽の状態を判断するために行う検査。
- ・ **保守点検**
浄化槽内の状態や機器が正しく働いているか点検します。（浄化槽内の確認、機械の調整、清掃時期の判定、消毒剤の補充など）